

第4次宍粟市障害者計画
第7期宍粟市障害福祉計画
第3期宍粟市障害児福祉計画

2023.7.13

令和6年3月
宍粟市

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の推進体制
- 4 障害者施策を取り巻く状況

第2章 現状と課題

- 1 障がいのある人の現状
- 2 障害者施策に関する取組状況
- 3 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの提供状況
- 4 地域生活支援事業の提供状況
- 5 アンケート調査結果の概要

第3章 第4次障害者計画

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系
- 4 基本施策

第4章 第7期障害福祉計画

- 1 障害福祉計画について
- 2 成果目標の設定
- 3 サービス見込量と確保策

第5章 第3期障害児福祉計画

- 1 障害児福祉計画について
- 2 成果目標の設定
- 3 サービス見込量と確保策

資料編

- 1 障害者施策に関わる法整備の流れ
- 2 宍粟市地域自立支援協議会 名簿
- 3 計画策定の経過
- 4 用語集

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 障がい者を取り巻く環境の変化

この計画は、障がいのある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

平成 26(2014)年、日本は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になりました。平成 28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。その後、平成 30(2018)年には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和3(2021)年には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4(2022)年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの、障がい者に関する法整備が進められてきました。令和5(2023)年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障害者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されています。

障害福祉を取り巻く環境は、高齢化や障害の重度化、発達障害や医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。そのような状況を受けて本市は、障がいのある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、様々な取り組みなどを進めてきました。

このたび、「第3次宍粟市障害者計画」「第6期宍粟市障害福祉計画」「第2期宍粟市障害児福祉計画」の計画期間が令和5(2023)年度をもって終了することから、令和6(2024)年度からの新たな計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

本計画は、上位計画にあたる総合計画や地域福祉計画の方向性を踏まえ、障害者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。

(2)アフターコロナと SDGs

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、人々の健康を損なうだけでなく、日常生活や社会経済へ深刻な影響を及ぼしてきました。そのような中、障がい者を取り巻く環境も大きく変化しており、障がいのある人へのサービス提供や社会参加への対応、介護者の負担の増加への対応のほか、障害福祉サービス提供事業者への支援など、様々な課題が浮上し、その対応に終始していたといっても過言ではありません。

しかし、その新型コロナウイルス感染症の拡大もようやく収束の兆しが見え始め、環境が変わりつつあります。この環境変化を精確に把握し、障がいのある人々が本計画の対象とするすべての人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、取り組みを進めていく必要があります。

一方で障がいのある人々の生活に大きな影響を与える国際的な動きもありました。国連サミットにおいて採択されたSDGs(持続可能な開発目標)です。これは、平成 27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された令和 12(2030)年を年限とする基本目標です。「誰一人取り残さない」という基本理念は、障害福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。

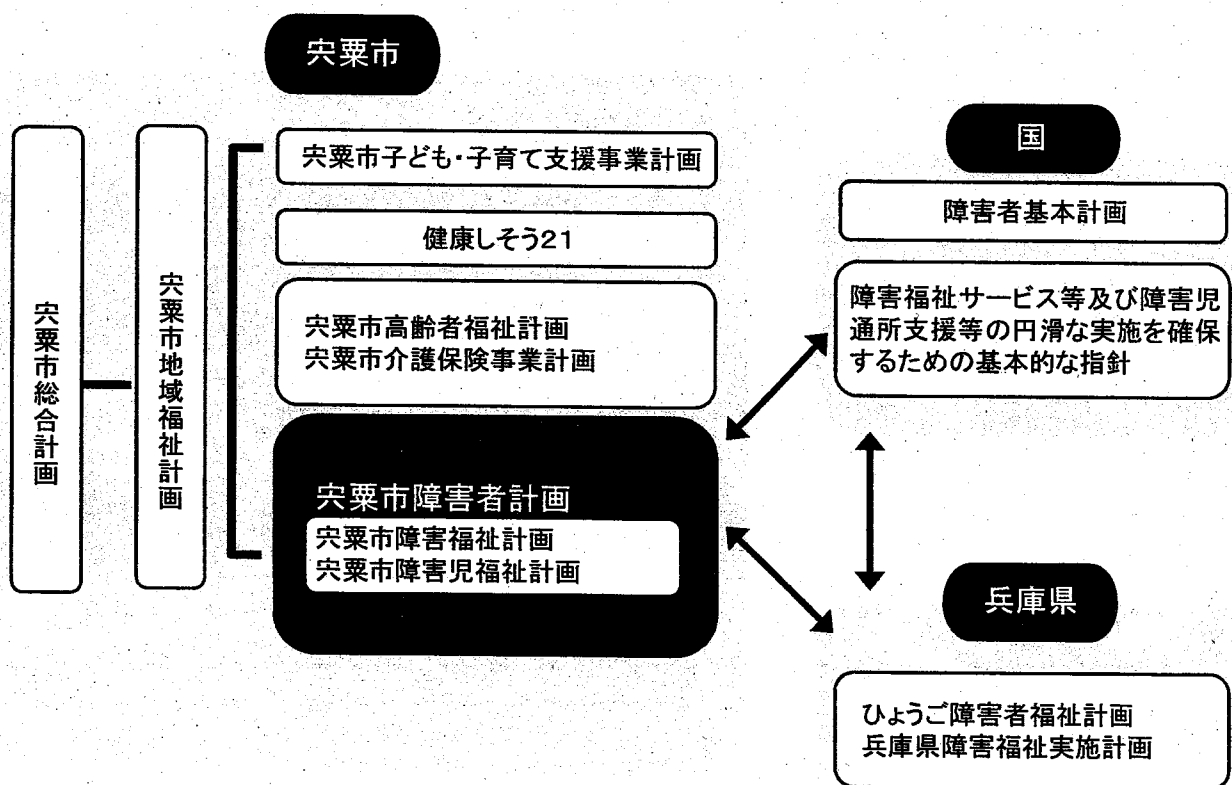
そのため、本計画においては、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、障害のある・なしに関わらず、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

(1) 法的根拠

障害者計画は、障害者基本法¹第 11 条の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障害福祉実施計画及び障害児福祉実施計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法²」)第 88 条及び児童福祉法³第 33 条の 20 の規定に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画として策定するものです。

これらの計画を一体的に策定するとともに、宍粟市の将来像を定めた宍粟市総合計画⁴及び社会福祉法の規定に基づく宍粟市地域福祉計画その他法律の規定による計画で障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと連携して推進します。



- 1 障害者基本法: 障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
- 2 障害者総合支援法: 地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。
- 3 児童福祉法: 児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。
- 4 宍粟市総合計画: 宍粟市のまちづくりの目標となる計画。

(2) 計画の対象

この計画における「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい⁵のある人や難病患者とします。精神障がいのある人の中には、高次脳機能障害⁶、認知症等も含まれます。障がいのある人の家族や取り巻く地域、そして社会全体への働きかけも含め、障がいのある人の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

【障害者基本法第2条第1項】

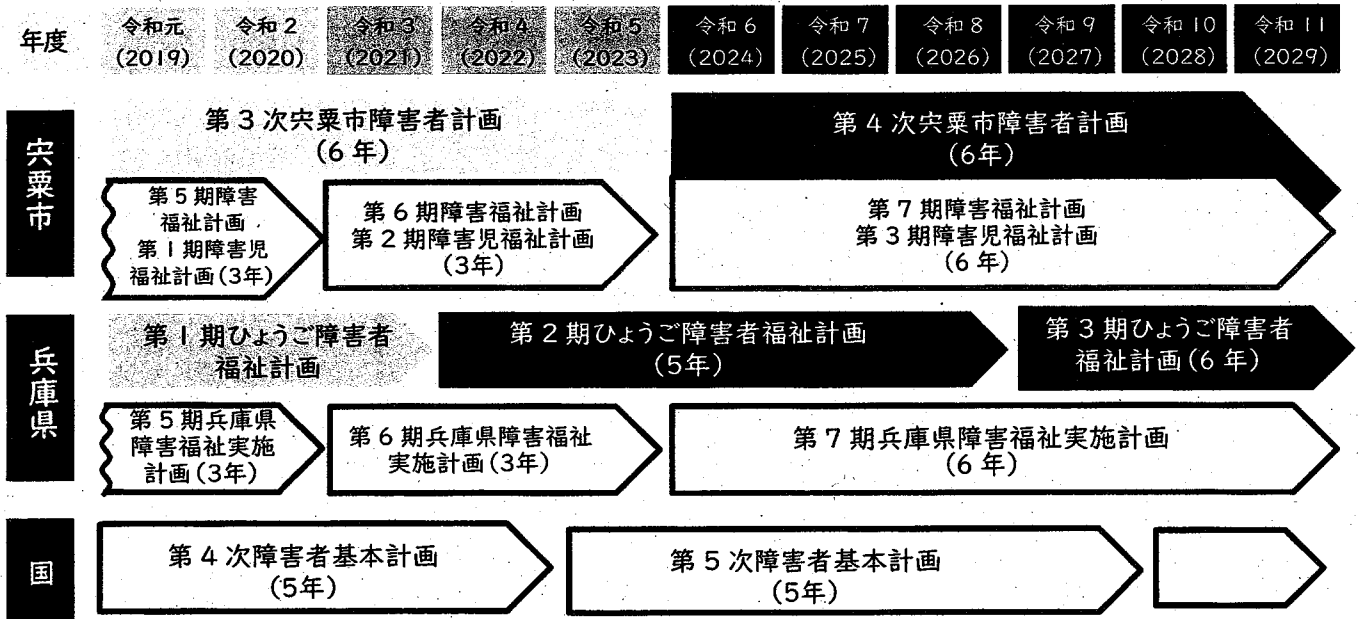
身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁⁷により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

資料2のとおり、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を従来の3か年から6か年に変更

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間です。ただし、国の制度改革や社会経済情勢の変化に対し、必要に応じて見直しを行います。

また、一体的に策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、県の計画期間にあわせて、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。



- 5 発達障害:自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつて、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。
- 6 高次脳機能障害:怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障害、注意障害等、脳の認知機能に障害が起こる状態。
- 7 社会的障壁:障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

4 障害者施策を取り巻く状況

(1) 共生社会の実現に向けて

国や県の動向を踏まえて、障害者施策の現状を記載します。

第2章 現状と課題

1 障がいのある人の現状

- (1) 人口の状況
- (2) 障害者手帳所持者の状況

資料3「人口の状況」「障害者手帳所持者等の状況」を参考に記載します。

2 障害者施策に関する取組状況

資料4「施策体系に基づく取組実績とその課題」を参考に記載します。

3 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの提供状況

4 地域生活支援事業の提供状況

資料3「サービスの提供状況」を参考に記載します。

5 アンケート調査結果の概要

「アンケート調査結果報告書」、資料5「生活実態調査結果報告書(分析)」、資料6「事業所調査まとめ」を参考に記載します。

第3章 第4次障害者計画

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系
- 4 基本施策

別紙体系表を参照

第4章 第7期障害福祉計画

第5章 第3期障害児福祉計画

兵庫県の計画と整合を図りながら策定します。

